

# 韓国における性売買の政治化と反性売買女性人権運動 Politicization of prostitution and women's abolitionist movement in South Korea

著者：チョン・ミレ／イ・ハヨン

JEONG MIRYE / LEE HAYOUNG

性売買問題解決のための全国連帯

National Solidarity against Sexual Exploitation of Women

翻訳・解題：金 富子

KIM PUJA

東京外国語大学大学院総合国際学研究院

Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

## キーワード

性売買 性搾取 韓国 性売買防止法 女性運動 女性の人権  
売春 買春 人身売買

## Keywords

prostitution; sexual exploitation; South Korea; the anti-prostitution laws; women's movement;  
women's human rights; human trafficking

原稿受理：2019.01.07

*Quadrante*, No.21 (2019), pp. 305-320.

## 目次

はじめに——性売買女性の人権——

### 1. 性売買の政治化と性売買防止法制定運動

1-1. 群山市性売買施設火災事故と性売買問題の課題化

1-2. 反性売買女性人権運動の形成と広がり

1-3. 性売買防止法の制定、新しい挑戦と限界

### 2. 反性売買女性人権運動の展開——新しいインフラとシステムの構築

2-1. 支援体制の制度化と民官パートナーシップ

2-2. 新しいモデルづくり：性売買集結地事業

2-3. 反性売買女性人権運動の全国ネットワークの結成

2-4. 当事者運動の成長：性売買経験当事者ネットワーク「ムンチ」

### 3. 反性売買運動の現在の争点と課題

3-1. 性売買をめぐる言説の闘い：セックスワーク論の挑戦を超えて

3-2. 強制と自発の二分法を超えて：性売買女性の非犯罪化

3-3. グローバル化された性搾取時代の性売買

おわりに——性売買に対応する実践的課題——

## 【解題】

民主化以降の韓国女性運動と性売買防止法

著者チョン・ミレ氏とイ・ハヨン氏

日本式遊郭から始まる韓国の性売買の歴史  
変貌をとげる性売買集結地

## はじめに——性売買女性の人権——

〔韓国では〕長い間、性売買<sup>1</sup>は刑法上の「女性の貞操」に関する罪であり、男性の性欲解消のため必要だが、社会の健全な性道徳のためには制限すべき悪習として扱われてきた。こうした趣旨で1961年に制定された「淪落行為等防止法」<sup>2</sup>は性売買を全面的に禁止しながらも、その責任を男性ではなく、女性にのみ問うものだった。

韓国社会の性産業は、1980年代をへて急激に変



化した。〔それまで〕駐韓米軍と日本人観光客を対象とする外貨稼ぎが主な目的だった性売買は、80年代に入って韓国男性を対象にした遊興・享楽産業を中心に再編成された。〔1980年5月の〕光州民主化運動を武力鎮圧して政権を握った全斗煥政権〔1980～87年〕は、民心を安定させるためさまざまなバラマキ政策を繰り広げた。遊興施設〔風俗店〕と接客施設の割当制、距離制限の撤廃（1980年）、さらに37年間続いた夜間通行禁止の解除（1982年）も、その一環だった。その結果、1976年に比べて1988年の企業接待費は12倍に増えるとともに、ルームサロン・スタンドバー・料亭・キャバレーのような「遊興飲食店」のみならず、カフェとタバコ（茶房）・宿泊施設・マッサージ施術所・大衆浴場・理髪店などの施設と業態を網羅して合法的な営業施設が性売買と結合しつつ、性売買産業も急激に広がった。性売買の経済規模は年間24兆ウォンに達し、成人男性の二人に一人は性購買〔買春〕経験があり、少なくとも33万人の女性が性売買に関わっているという調査結果<sup>1</sup>は、韓国社会の性産業と性売買がいかに広範囲なのかを示している。

1990年代に入って進んだ民主化の過程と女性運動の成長は、女性の人権に関する議論を広げ、性暴力と家庭内暴力〔DV〕に関する法制定と支援政策の拡大につながった。にもかかわらず、性売買女性は依然として、道徳的非難の意味をこめた「要保護」女性の範疇を抜け出すことができなかった。むしろ急速な経済発展と物質的な豊かさは経済的な貧困層を拡大させ、性の商品化の広がりや性産業における低年齢化現象を加速化させた。別名「援助交際」と呼ばれる、成人男性たちによる10代女性〔原文：青少年〕<sup>iii</sup>への性買収〔買春〕行為は、児童・青少年への性的搾取が悪化する現実に対策が必要なことを示している。しかし当時の韓国社会は、女性への暴力と人身売買に対する論議ではなく、性に対する統制と抑圧・保護すべき性／保護しなくてもよい性に区分する風俗の観点から、10代女性の性を保護するために「青少年の性保護に関する法律」<sup>iv</sup>を制定した。

強固な家父長制と性的ダブルスタンダード、女性の性的抑圧の問題を全面的に掲げた変化は、女性たちの残酷な死からはじまった。2000年 群山

の 大明洞<sup>テミョン</sup>、2001年釜山の 玩月洞<sup>ワノル</sup>、2002年群山の 開福洞<sup>ケボク</sup>の性売買施設から火災が発生して、20人以上の女性たちが監禁状態で死亡した事故〔原文：惨事〕が起こった。あいついで起きた大惨事は、韓国社会の性売買の現実を赤裸々にみせつけ、事件を通じて明るみになった性売買の搾取的な構造と奴隷のような女性たちの生は、世間に衝撃を与えた。

このように、反性売買女性運動は、性売買の現場で亡くなった女性たちの犠牲の上にはじまった。「社会の必要悪」と扱われてきた性売買女性たちの人権問題が全国に広がり、韓国女性団体連合（以下、女性連合）を中心とした進歩的女性運動の核心的な課題になるとともに、ついに2004年に「性売買防止法」が制定されるに至った。そして、過去10年間の反性売買女性人権運動は、性売買を正当化しようとする反動的な勢力に立ち向かい、性売買を女性への暴力かつ搾取として意味づけるための努力をしてきたのである。

## 1. 性売買の政治化と性売買防止法制定運動

### 1-1. 群山性売買施設火災事故と性売買問題の課題化

2000年9月19日午前9時15分頃、〔全羅北道〕群山市大明洞にある性売買施設で火災が発生し、性売買女性5人が落命する事故が起こった。火災が発生した場所は、3階建ての建物にある性売買施設だった。火災は2階から発生した。火災当時、窓をたたきながら「助けて」と叫ぶ女性たちがいたが、ガラス窓と鉄格子に遮られ、結局死にいたった。建物内部は一坪余りの小部屋7つが迷路のように不法改築されていて、唯一の脱出口である窓は鉄格子の窓で塞がれ、出入口も屋外から閉められ、外から開けなければ抜け出せない構造だった。

事件が発生するや、地域の女性団体を中心となって、事件の真相究明活動に乗り出した。女性連合は地域団体から意見を聞いて事件を自分たちの問題として引き受け、同年9月23日に「群山市大明洞火災事故による売春女性死亡に対する立場」を発表して、徹底的な調査と再発防止対策を要求した。続いて10月16日には「群山火災事故を通

<sup>1</sup> 韓国刑事政策研究院『性売買実態及び経済規模に関する

全国調査』2002年。

じて考える性売買解決のための討論会」を開き、韓国社会の性売買の現実を検討して、全国15の市民社会団体と共同で群山地域のわいろ上納警察と公務員など関係者を告発した。そして2000年女性暴力追放週間には、「2000年女性人権侵害五大事件」に「群山大明洞売買春地域火災事故に現れた奴隷売春」を選んだ。

確かに、2000年以前まで性売買は、女性運動の中心課題ではなかった。性暴力と家庭内暴力〔DV〕による女性の人権侵害の問題が提起される一方、性売買の分野では性売買現場で女性たちを直接支援する善導保護〔更生〕施設<sup>2</sup>の運営や〔米軍〕基地村女性たちへの支援が部分的に行われていただけで、女性運動の中心課題に設定されることはなかった。1995年当時、保険社会部〔厚生省にあたる〕を中心に「淪落行為等防止法」の改定作業が推進された際も、女性研究者と団体が意見を述べ議論を重ねてきたにもかかわらず、女性運動の重要な課題にはなりえていなかったのである。

しかし、群山中で発生した火災事故は、性売買問題が女性連合を中心とする進歩的女性運動の核心的課題として取り上げられ、性売買は女性への暴力であり性的搾取行為だという認識に基づき、女性の人権という分野でともに論議して言説をつくるだけでなく、被害者支援のための国家政策を打ち出すきっかけになったのである。

## 1-2. 反性売買女性人権運動の形成と広がり

群山火災事故によって表面化した性売買問題は、地域社会に限らず全羅北道、さらには全国的な課題へと拡大した。それは、地域の女性運動団体の絶え間ない持続的な努力とともに、韓国社会全般で行われている性売買女性の残酷な人権侵害状況に対し応答を求めてきた現場からの要求が相次いだためだ。これをきっかけに、死文化していた「淪落行為等防止法」に代わる新法の制定に関する議論が本格化した。女性連合は、「性と人権委員会」の2001年作業目標を「(仮称)性売買防止法制定

運動を展開する」と定めた後<sup>2</sup>、専門家懇談会、法制定の草案作成作業を弁護士と進め、法律案を作成し、法律案に関する説明会等をへて、国会に立法請願した。この立法請願した法律案は、性売買に対し「女性に対する性的搾取であり、抑圧」という観点から、性売買女性を処罰せず（非犯罪化）、購買〔買春〕者と斡旋者に対する処罰を強化する内容だった（ノルディック・モデル）。しかし女性連合が提出した法律案は、国会でまともに論議されなかった。

そうしたなか2002年、再び大惨事が群山市開福洞の性売買施設で発生した。2002年1月29日、開福洞の遊興酒店で火事が起こり、施設で働いていた女性14人を含む計15人が死亡する事件が起こったのだ。1階で火事になったにもかかわらず、出入口の外側からかけた特殊な鍵<sup>3</sup>のため、固く閉ざされたドアの前で全員が死亡した大事故だった。火災現場では、「借金、人身売買、監禁、暴行」など暴力でシミだらけになった女性の日記が発見されて、性売買女性たちがおかれた凄惨な現実がそっくりそのまま露わになった。それでも群山市と群山警察は女性たちが酒に酔って避難できなかったと主張し事件を黙殺したので、全国の女性団体の憤怒を呼び起こした。

これに対し、女性連合の諸団体は同年1月30日、ソウルの政府総合庁所の前で「群山開福洞火災事故緊急糾弾集会」をもった。続いて2月2日には群山地域の市民団体を含む合計43の市民社会団体が「群山開福洞火災事故対策委員会」をつくり、火災現場の近隣で「性売買根絶と群山開福洞火災事故真相究明のための促求大会」を開いた。全国的に「性売買根絶と群山開福洞火災事故真相究明のための女性・市民社会団体糾弾大会」が開かれ、群山では対策委員会・遺族・女性連合の主催で火災事故犠牲者の合同女性葬を、また同日ソウルでは合同女性葬路祭〔故人の縁故地を回って最期の別れをする葬祭〕を行うとともに、性売買女性たちの人権問題を大々的に提起した。さらに、大明洞・

<sup>2</sup> 性売買防止法制定のための専門家懇談会が、2001年の1年間で計18回開かれた。同年10月23日には法制定のための討論会を開催して、当事者女性を招請して現場の声を聞き、性売買防止のための国際条約の現況および各国の立法事例を説明し、専門家会議を通じて準備した新しい方案「性売買斡旋等犯罪の処罰及び防止に関する法律（案）」

（以下、性売買防止法）を紹介する席をもった。こうした過程をへた後、11月23日に新しい法律案を説明する記者懇談会を開催して、11月26日に法案を国会に請願した。  
<sup>3</sup> 外からのみドアを開けることができる二重の施錠装置である。

開福洞の火災事件は国家の責任という観点から、女性連合と民主社会のための弁護士会が共同弁護団をつくり、国家を相手に損害賠償請求訴訟を起こした。

群山の火災事故と全国で発生した性売買女性たちへの人権侵害事件が世間に明らかになることで、性売買を女性の人権問題として提起するとともに性売買問題に回答すべきだという世論が広がり、性売買防止法を新しく制定しようとする運動が本格化した<sup>4</sup>。女性連合は、2001年2月9日の準備会を嚆矢に同年国会に立法請願し、2002年には総会で「性売買防止法制定特別委員会」(以下、特委)をつくり、開福洞火災事故の対応、性売買防止法制定活動、世論喚起のための活動を展開した。新しい法案に関する広報活動をはじめ、性売買は性的搾取であり女性への人権蹂躪だと伝える、国民に向けたキャンペーンも同時に繰り広げた。性売買防止法の即時制定を求めるために、法案審議過程をモニタリングして、国会議員や地域の道議員・市議会議員、政府部署と政府の引継委員会<sup>vi</sup>を対象に懇談会・法案説明会などを積極的に開き、国会前で請願デモを行い、法案通過を求める公文書を送った結果、7月25日には性売買防止法の制定を求める広域議員決議案が国会に提出された。国民キャンペーンを通じて集めた1万6,372人の署名も、国会議場に送られた。

地域の女性団体も、「性売買のない健康社会づくり」キャンペーンと女性人権コンサートを開催して、反性売買の運動に加わった<sup>5</sup>。京畿・釜山・全北地域では実態調査を実施して性売買女性たちの人権実態と現状を把握するとともに、その他の地域でも街頭キャンペーン、相談事例集の発刊、討論会の開催などの活動を展開して、反性売買女性

人権運動を広げた。一方、性売買女性に対する緊急救助・支援活動もはじまった。性売買女性に対する救助・支援システムがまったくない状況から、女性連合の会員団体と地域女性団体(全北、大邱、済州、光州、釜山、ソウル、仁川、大田、京畿)を中心に救助支援チームを結成して、相談電話を開設し、前借金と詐欺罪で被害を被った女性たちに対する法律支援、調査同行、シェルターとの連携などの活動をはじめた。

### 1-3. 性売買防止法の制定、新しい挑戦と限界

2004年3月23日、ついに「性売買斡旋等行為の処罰に関する法律」(略称「処罰法」)と「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」(略称「保護法」、以下、二つの法律を合わせて「性売買防止法」)が議会を通過して、同年9月23日から施行された。法制定は全国規模の女性運動と市民社会団体の積極的な連帯、参与政府〔盧武鉉政権の別名、直接民主主義を掲げた〕の友好的雰囲気、女性連合出身の女性部長官〔池銀姫〕と民主社会のための弁護士会出身の法務部長官〔康錦實〕、そして2001年の米国国務省の人身売買3等級国家分類<sup>vii</sup>などが結合した成果だった。

しかし、「性売買防止法」は、女性連合が立法請願した内容通りに通過したわけではなかった。女性連合をはじめとする女性団体は、性売買女性を非犯罪化して、購買者〔買春者〕と斡旋者の処罰を強化する、別名「ノルディック・モデル」を提案したが、国会〔の審議〕をへるなかで公平性を理由に性売買関連者すべてを処罰する禁止主義に変形した。ただし「性売買被害者」に限って、処罰を猶予して支援する「保護法」が新しく制定された。

つまり、「性売買防止法」は、性売買禁止主義を

<sup>4</sup> 性売買防止法の請願趣旨は、法律案の名称からもわかるように、以前の「淪落行為等防止法」が性売買を法律で禁止していても性売買を可能にする多様な媒体の拡散を防止する法案が含まれていなかったのとはちがって、性売買の斡旋行為を遮断することで性売買行為を防止して、性売買女性の人権を保護することをその目的としている。また「性売買された者」という概念を導入することによって、性売買は道徳的に墮落(淪落)した一部の女性によって発生した犯罪ではなく、性売買を可能にする社会構造の問題であり、女性たちはその構造の犠牲者だという観点を明らかにした。さらに「性売買女性を犯罪視することは、性搾取の被害者である性売買女性たちにむしろ性売買の責任を転嫁する行為であり、これは性売買の本質を歪曲するも

の」であるために、「性売買女性に対する非犯罪化は必須的」であることを強調する運動を進めた。これは、「性暴力を家庭暴力〔DV〕や性暴力のような女性に対する暴力として規定する」スウェーデンの女性暴力防止法(性購買者処罰法、1999年制定)をモデルにしたものだった。

<sup>5</sup> 2002年6月19日、ソウルをはじめとして光州・釜山・京畿・大邱・全北で、各地域の女性連合と地域女性団体が主催して性売買告発写真展、ストリートコンサート、性売買防止法制定促進キャンペーンが続いた。チラシ「性売買、私たちが解決しましょう」1万部、小冊子『私たちはなぜ性売買に反対するのか』5千部、『性売買防止法制定のための資料集』500部、人権指針書『他の人たちのように平凡に生きたい』等が制作、全国に配布された。

前提に、性売買女性の人権保護と脱性売買、性売買斡旋及びその他の性売買を可能にするシステム〔人、技術、制度のことで、広告・建物の提供を含む〕をなくすことを核心的内容にしている。性売買防止法の重要な特徴は、(1)従来 of 公式用語だった「淪落」や「売春」または「売買春」ではなく、「性売買」を公式用語に採用して、(2)斡旋業者に対する処罰強化と不当収益の没収・追徴を通じて中間斡旋による搾取〔原文：高利〕を根絶することを目指し、(3)性売買の需要に注目することで性購買〔買春〕者処罰を強化し、(4)性売買被害者概念を導入することで性売買女性が法的保護をうけることができる方途を開いたことだ。

性売買防止法の成果は、性売買問題を女性の人権及び社会構造的な問題としてアプローチした点である。しかし同法が相変わらず性売買を、風俗を害する行為だと規定することによって、性売買行為者と性売買被害者を区分して、強制・強要による性売買女性だけを被害者だと規定し、そうではない、いわゆる「単純－自発的」な性売買女性を処罰するようにした点は限界だ。結局、こうした区分は、性売買女性がみずから被害を証明しなければ責任を問われ処罰されるという意味で、性売買のジェンダー不平等性を考慮しないまま、相変わらず性売買の責任を女性に転嫁するものだった。そのため、女性連合をはじめとする反性売買女性人権運動は、性売買防止法の施行と同時に、ノルディック・モデルによる法改正運動を現在まで行っている。

法が施行されるや、性売買集結地を中心に取締りが行われた。強力な取締りに対する抵抗は、当事者たちの反発という形であらわれた。法施行とともに、同法を通じて「保護」しようとした性売買女性たちは、組織化された反対デモを繰り広げた。彼女たちは、女性運動団体の「性売買は女性の人権に対する侵害だ」という主張に対して、「性売買従事者たちの生存権を保障せよ」と要求し、新法には当事者である彼女たち自身の要求が反映されていないと反発した。性売買集結地（別名集娼村）<sup>viii</sup>を中心とした地域の商人、業者、そして当事者女性たちのデモは、一部のフェミニストと団体からは「性労働者〔セックスワーカー〕」とみなされて、新しい当事者主体が登場したと賞賛され出し

た。メディアはこれを「女対女」の対決だと報道し、社会的な葛藤をつくり出した。加えて、「性売買は必要悪」で「性売買への国家の介入は私生活侵害」という古めかしい論戦から、「生計のために性売買する女性たちがいるのだから、彼女たちを許容すべき」という主張、男性たちの性的要求を権利だと主張する政治家たちや観光業界の反発、性売買を合法化して管理すべきとする「新公娼論」にいたるまで本音をさらけだしながら、性売買論争は法への抵抗とバックラッシュとしても作用した。

それでも性売買防止法の制定と施行は、単に「性売買は不法だ」という宣言的意味ではなく、性売買をするにいたる社会構造に関する分析と実態、性売買構造のなかで女性たちが経験する人権侵害に注目することによって、国家は性売買を予防・防止して性産業に対応し被害者を支援すべき責務があることを明らかにしたという点に意味がある。

## 2. 反性売買女性人権運動の展開——新しいインフラとシステムの構築

### 2-1. 支援体制の制度化と民官パートナーシップ

法の施行は、多くの政策と制度を変化させた。性売買女性の保護と支援が政策の課題に設定され、政府全体のレベルで性売買防止の総合対策と性売買防止推進監視団体がつくられた。女性運動団体はこうした法と制度づくりに参与・介入した。性売買女性の人権保護と自活支援を目標に緊急救助、法律支援、医療支援、職業訓練、経済的自立にいたる全過程を体系的に支援するための政府と民間レベルのインフラとシステムが構築された。

全国から性売買女性たちの救助・支援要請が殺到するや、女性運動団体は支援システムの効果的・効率的な運営のためのハブ機能を果たせる機関が必要だと〔政府〕女性家族部に要請した。こうした要請にそって、女性家族部は政策的事業に予算を確保して政府の傘下機関に委託しようとしたが、経験不足のため民間団体への委託を決定した。これに対し女性連合と女性運動団体が中心となり2005年11月に(社)「女性の人権を支援する人々」という法人を別に設立して、「女性人権中央支援センター折り鶴(중이학)」(以下、折り鶴)というハブ機関が女性家族部から委託をうけた。「折り鶴」

はシステムがない状況で、支援機関間のネットワークの構築、性売買女性を支援する専門人材を養成するための教育の実施、体系的な支援マニュアルの開発など、現状と政策をつなぐ民間ガバナンスの役割を果たした。

しかし2008年、李明博政権〔～2013年〕は、以前につくられた女性運動団体との民間パートナーシップを破棄して、政府レベルの性売買政策も無力化させた。折り鶴も、民間委託方式を一方向的に破棄され、財団法人「韓国女性人権振興院」に再編成されるとともに、政府が主導する成果中心の性売買防止総合対策を遂行する機構になって、現在〔2017年〕にいたっている。

## 2-2. 新しいモデルづくり：性売買集結地事業

性売買防止法が施行されるや、性売買集結地を中心に反発がおこった。性売買防止法を無力化させようとするメディアの攻撃や性売買集結地の業者や女性たちのデモが続くなか、女性連合と「性売買問題解決のための全国連帯」は24時間共同状況室を設置して、毎日新しいニュースレターをつくって国民への啓発活動を行う一方、性売買女性たちが置かれた現実を告発した。メディアからむき出しのまま報道される業者たちのインタビュー内容は、そっくりそのまま女性たちへの脅迫や威嚇となった。

女性運動団体は、性売買女性たちへの救助・支援活動をする一方、同法が有効に機能するよう性売買現場の暴力性と性売買女性の人権侵害状況を広く知らせる活動を展開した。全国255の市民社会団体が「性売買のない社会をつくる市民連帯」を組織して、徹底した法の執行を求めた。戸主制廃止運動<sup>6</sup>に連帯した多くの市民社会団体は、性売買問題に関しても女性の人権の核心的な課題だとみなして、ともに声をあげた。

性売買集結地でデモが続くなか2004年10月19日、釜山<sup>ワノルドン</sup> 玩月洞の性売買集結地と仁川のイエローハウス<sup>x</sup>の性売買集結地の女性代表たちは女性連合を訪れて面談をもち、10月22日に面談結果を建議書として伝えてきた。性売買防止法が女性たちを処罰する法だと抗議するために訪れた女性たちは、面談を通じて法の制定趣旨と女性団体の立場を理解して、この間の誤解と不信のギャップを縮めていった。その結果として、10月27日釜山「解語花(해어화)」(玩月洞の女性たちの会)と仁川「相助会(상조회)」(イエローハウス女性たちの会)、女性連合、全国連帯は、「集結地事業」を実施することに合意し共同の決議文を発表した。合意の内容は、(1)性売買女性を処罰しないこと、(2)政府が積極的に脱性売買と自立支援教育を支援すること、(3)すべてのプログラム内容を公開して、全国の性売買女性に積極的に広報すること、(4)この間、業者が得た利益の一部を性売買女性の自立に使うこと、(5)このすべての決定は性売買女性当事者の自発的意志で行うこと、というものだ<sup>6</sup>。

こうした決議文を受けて、女性部は同年11月から釜山と仁川で「集結地事業」を実験的に開始し、2005年からは全国14の地域に拡大・施行した。これは、性売買女性たちが経済的・社会的な理由で性売買に入っていく現実に対して、脱性売買のためのさまざまな条件をつくりあげるための試みの一環として、スウェーデンの「マルモ・プロジェクト」(Malmo project)を韓国の現実に即して反映させた事業だった。具体的には、過去の一方的な取締りや施設中心のやり方ではなく、集結地域にいる女性たちを直接尋ねて支援を試みる事業として、心理カウンセリング、法律と医療支援、文化芸術を通じた治癒プログラム、就業訓練の実施、生計費の支給(1人当たり40万ウォン現金支給)などのプログラムを実施した。とくに緊急生計費の支

<sup>6</sup> 「釜山玩月洞、仁川イエローハウス集結地女性連合の立場決議文」(2004.10.27) 参照。「釜山と仁川の性売買従事女性たちと韓国女性団体連合(以下、女性連合)等の女性団体が、性売買密集地域内に支援施設を設置することを政府側に求めた。釜山の性売買業所密集地域(集結地)である玩月洞の性売買従事女性の集まりである「解語花」と、仁川性売買業所密集地域である俗称「イエローハウス」の業所女性の集まりである「相助会」は、27日午前、女性連合、性売買問題解決のための全国連帯(全国連帯)等の女性団体と共同記者会見をもって、『釜山と仁川を集結地域プロ

ジェクトモデル事業地域に宣言してほしい』と政府に要求して、『脱性売買を前提として政府の支援事業に参加する意向がある』と明らかにした。……何度にもわたる出会いを通じて、両者は▲性売買女性を『自発的・非自発的』の基準で分けるのは無意味であり、これに関係なくあらゆる性売買女性に処罰されてはならないこと ▲現在、性売買に従事している女性のための実践的な支援対策が準備されてこそ、自発的な脱性売買を導き出すことができること等で、意見の一致を見た」(「釜山・仁川性売買女性、『脱性売買』に加わった」『オー・マイ・ニュース』2004.10.27)

援は、当面の生計を解決するための試みとして、福祉の死角にいる女性たちのために、当時の女性部が果敢に予算を編成したことで、性売買の現場でかろうじて耐えてきた女性たちが脱性売買を決心することを促した。

画期的で新しい試みだった集結地事業に対して、はじめは業者たちから「個人情報警察にそのまま渡される」と歪曲された情報が伝えられ施設から抜け出し相談所に来るのをためらったため、参加する女性は多くはなかった。しかし、しだいに現場団体と政府の政策への信頼がつかさなり、女性たちは用心深く事業に参加しはじめた。

性売買女性たちが女性団体を通じて自らの問題を認識しながら積極的に支援事業に参加するや、性売買営業を続けようとした業者たちは女性たちが支援を受けられないように攻撃的な圧力をかけた。とうとう集結地の業者たちは、女性運動団体が集結地事業を実施できないようにするため、監査院にプログラム運営費及び生活費支援についての監査請求を求めた。女性連合と女性運動団体はこれに強く抗議した。しかし李明博政権は監査院の監査を受け入れた。これをきっかけに 2009 年、李政権はこの事業を終結させ、問題となった緊急生計費を廃止して、事業参与者たちの個人情報を提供する条件で、現場機能強化事業に事業内容を転換させる決定をした。これによって、政策に介入して制度化に参加した女性運動団体は、予算支援を受ける相談所や支援施設を運営する体系に編入されるとともに、成果を中心に管理・監督しようとする政府の政策や行政とつねに衝突しながら、制度化のための闘いを展開してきている。

### 2-3. 反性売買女性人権運動の全国ネットワークの結成

女性連合を中心とした全国の会員団体と連帯団体は、全国的に法制定のための多様な活動を繰り広げると同時に、性売買女性たちを支援できる新しいシステムを構築してきた。〔2004 年の性売買防止法以前は〕組織と支援が大幅に不足した状況だったので、全国的に救助・支援された性売買女性たちは「淪落行為等防止法」によって善導保護施設に入所しなくてはならなかったが、女性たちは施設を監獄だと思って入所をためらった。別の施

設では、全国から救助を求めてやってきた性売買女性たちを、施設の特性と合わないという理由で入所を拒否した。それでも、性売買女性たちを業者たちから安全に保護するためのシェルターが切実に必要だった。幸いにも 2001 年、女性連合は、社会福祉共同会につくられた宝くじ基金事業「暴力被害女性のための緊急支援事業」に性売買女性のシェルター、移住女性のシェルター、性暴力・家庭内暴力〔DV〕被害女性のための中長期的なシェルターの設置を提案し、支援を受けられるようになった。女性運動団体は自立的で安定した性売買女性緊急シェルターが必要だとして、全国の主要都市——ソウル、京畿、全州、光州、大邱、釜山、済州——を中心に敷金の支援をうけて、本格的にシェルターを設置していった。反性売買女性人権運動は、こうした物的基盤のうえに全国的に専門的な相談、救助支援、自立支援の活動を展開しながら成長することができた。

2003 年には、ソウル・京畿・全北・大邱地域の女性団体を中心に、本格的に性売買に反対する「新しい組織のための推進会」が結成され、2004 年の法制定をきっかけに同年 6 月、反性売買女性人権運動の全国ネットワークである「性売買問題解決のための全国連帯」（以下、全国連帯）が発足し女性連合の会員団体としての活動をはじめた。全国連帯は、発足宣言文において

「法制定をきっかけに〔盧武鉉〕政府は、性売買防止総合対策案を提出して、本格的に性売買問題に対応している。しかし新しく制定された法も性売買女性への非犯罪化をなしえておらず、性売買女性を保護して性売買を根絶させるには限界がある。……法の制定を出発点として政府の政策が正しい方向に向かうように、政策提案とともに監視モニター活動、被害者保護支援を拡大する活動と国民意識を変革する活動などを進めて、本当に人権が尊重され平等な社会を早急に実現する活動を行うこと」

と述べ、運動を展開している。

全国連帯は、2006 年から毎年「たんぽぽ巡礼団」を組織して、性売買によって亡くなった女性たち

を記憶・追慕する活動を進めている。毎年、性産業の搾取構造解体のための女性・人権活動の名で、群山大明洞と開福洞を訪ねて女性たちを追悼するだけでなく、全国的に主要な事件が発生した地域や 이슈を中心に活動している。さらに、群山の開福洞の性売買施設の建物が撤去されると、女性の人権のための空間に再生させるために、2015年にはこの空間に建てる追悼モニュメント「開福洞 2002 記憶、蝶々の場所」を制作した。現在、地域住民たちの反対でモニュメントは火災事故の場所に設置できずにいるが、モニュメントは火災当時の遺品、性売買サバイバーたちの文章とともに展示会を通じて公開された。この展示会は今も場所を移動しながら続いている。

2016 年現在、全国連帯は全国 13 地域に会員団体において、法制定運動とロビー活動、反性売買のための大衆キャンペーン、そして需要遮断のための認識転換の促進および市民参加活動など多様な活動を進めている。

#### 2-4. 当事者運動の成長：性売買経験当事者ネットワーク「ムンチ」

性売買経験当事者たちの運動がはじまったことは、反性売買女性人権運動の大きな成果だ。全国連帯の地域団体において、女性たちへの相談と救助・支援活動を展開していくなかで、当事者の活動家たちが自然に誕生した。性売買の現場から抜け出したり、現場にいつつ抜け出そうとする女性たちは、互いの経験を共有しながら、現場の女性たちとともに行動しようとした。こうして組織さ

れた当事者の会が「性売買経験当事者ネットワーク・ムンチ」[몽치. 集って塊りになるという意味] (以下、ムンチ) だ。

ムンチは、性売買経験を当事者の立場から解釈して伝えるため、「私たちの存在が実践だ」というスローガンを掲げて活動している。2006 年から各地域で、自助会形式で自らの自治と支援のための活動を展開していたが、2010 年「現場活動家ネットワーク準備運営委ムンチ」から「性売買経験当事者ネットワーク・ムンチ」に自らのアイデンティティを設定した。当事者のアイデンティティをさらに明らかにしながら、性売買経験を土台にした反性売買運動を本格的に展開することを目指している。

続いて 2011 年には、「私たちの存在が実践だ」という映像を自主制作して発表し、世間に姿を表すとともに、毎年政策ワークショップ、会員全体のワークショップを通じて政策を提案して声をあげ、性売買に対する当事者の声を広げている。2012 年には全国を巡回しながら、自ら制作した映像を上映して一般市民たちと直接出会う場として「無限発説」というタイトルのトーク・コンサートをを行った。2014 年からは、トーク・コンサート形式と結びついた「性売買経験当事者ネットワーク・ムンチ トーク・コンサート：私たちはいま出会う、いやそれを話そうなんて」を開始した。

ムンチは、当事者の意見を発表して連帯の幅を広げている。[2014 年] 性売買防止法制定 10 周年を迎えて「性搾取根絶『性売買女性の非犯罪化』のための宣言文」<sup>7</sup>を発表し、14 の海外女性団体、3

7 「2014 韓国性売買防止法制定 10 年 性搾取根絶『性売買女性の非犯罪化』のための宣言文」(2014.9.23)

「性売買は、人間を徹底して蹂躪する犯罪行為だ。性売買は個人間の取引ではない。共同体全体が人間の身体を利用する取引に共助する構造的暴力であり、この暴力の最大の被害者は脆弱な状態に追い込まれた人間／女性であり、結局はこれを容認する共同体全体が搾取の加害者であり、被害者になるのだ。……『性売買』産業の巨大な規模に対する最大の責任は国家にあるのは明らかであり、韓国の性売買防止法は 2004 年に制定された。性売買斡旋業者に対する処罰を強力にしたのは大きな意味があったが、性売買女性の人権を完全に保障せず、いわゆる「自発的」性売買女性を処罰しているのは、この法の最大の限界だ。公々然と性売買を黙認・助長した韓国の状況が物語るように、国家が「できる」とした瞬間、性売買斡旋業者の搾取行為は事業、性的サービス、取引という名で手の施しようがなく巨

大化した。性売買斡旋業者は性搾取を目的にした人身売買の主犯であり、性買収〔買春〕者は性搾取を目的とした人身売買の共犯だ。彼らに対する社会的制裁と不寛容の原則を明らかにする時のみが、『性売買』が『人権』の領域で扱われ、共同体全体がこれに対する責任をもつようになる。そうしてこそ、性売買斡旋業者の居場所はなくなり、性売買に起因する搾取行為の犠牲にされる人が減っていく。…反性売買女性人権のために活動してきた性売買問題解決のための全国連帯と性売買経験当事者組織ムンチは、全世界の性売買と人身売買に反対する活動家・当事者・団体とともに、2014 年韓国の性売買防止法制定 10 周年を迎えて、性搾取として性売買犯罪行為を規定し、性売買斡旋業者と性買収者を処罰して性売買女性は非犯罪化することを韓国政府に要求する。私たちは全世界に性売買という搾取行為が根絶される時まで共同行動をするだろう」。



つの当事者組織、66人の個人の賛同署名を得た。また2016年には憲法裁判所で進められた違憲提請〔後述〕のプロセスにも参加して、意見書及びリレー嘆願書を送って性購買者への処罰の強化と性売買女性への処罰の廃止を要請し、記者懇談会を通じてメディアがこの問題を正確に理解するよう求める活動を繰り返し広げた。ムンチは、現在も現場で活発に活動しながら、当事者たちの要請と声によって性売買政策に介入している。

### 3. 反性売買運動の現在の争点と課題

#### 3-1. 性売買をめぐる言説の闘い：セックスワーク論の挑戦を超えて

韓国社会は、性規範のダブルスタンダードを通じて、性を買う男性の性は自然で統制できないが、性を売る女性の性は道徳的に墮落（淪落）したものだとして非難する一方で、性売買女性は特別に監視・統制されるべき「要保護」女性であり、善導保護の対象であとみなしてきた。2000年に始まった反性売買女性人権運動の波は、性売買をジェンダー・ブラインドな性的欲望の観点から見るとはならず、性産業の構造的な暴力と性売買女性の搾取的状況に注目すべきだと主張した。それとともに、男性中心的な性文化と性に対する歪曲された認識、不平等にジェンダー化された労働市場など、韓国社会の多様なジェンダー不平等と連関しているという認識を広げた。

しかし、法の施行と同時に、性売買集結地の業者と性売買女性、地域商人たちは、「生存権保障と性売買防止法廃止」を主張しながら、法の執行と取締りに反発して、その後、国会前のハンガーストライキ、散発的なデモ、喪服を着用した座り込みなどを続けた。2005年には「全国セックスワーカー〔原文：性労働者〕連帯」を組織し、性売買女性を「セックスワーカー」だと命名するとともに、「性売買は性的労働」であり、「性売買女性は自発的に性的サービスに従事する労働者」だと自ら定義した。こうした動きは、オンライン空間と労働運動グループを中心にいち早く広がり、一部のフェミニストたちも理論的にこれを支えるセックスワーク研究と合法化した国家の事例、そして当事者たちの声を紹介するなど、性売買をめぐる論争が起こった。

確かに、性売買をめぐる議論と衝突は、フェミニズムでは古くからある論争の分野だった。1995年北京世界女性会議は性売買女性の人権保護のために女性を処罰すべきでないことを勧告し、以後各国ではそれぞれ異なる性売買関連の法と政策が策定されるという結果をもたらした。スウェーデンでは1999年に性売買女性のみを非犯罪化する政策をとった。これと反対にオランダでは2000年、ドイツでは2002年にあらゆる性売買形態を許容する合法化あるいは性売買を全面的に非犯罪化する政策をとった。

韓国の性売買人権運動の活動家と諸団体も、スウェーデンの方向にならって性売買問題の争点を、性売買女性から性売買の斡旋者と購買者にその焦点を移そうとした。しかし性売買防止法は、従来の体系を維持したまま制定された。これは、性を売る行為をした人を強制（被害者）と自発（行為者）に分けて、性売買を強制された被害者に認定される場合のみを保護しようとするものであり、結果的に反性売買女性人権運動を支援体系中心の「保護」パラダイムに依存するようにさせる。それでも反性売買女性人権運動は、性売買女性の被害を支援できる物的基盤をつくらうとしたのであり、性売買経験当事者たちが運動の主体になるように積極的に支援・協働してきたのである。

相談所～シェルター～自立につながる支援体系は、統合化できていない限界をもっている。しかし、性売買構造から抜け出すことを難しくする借金・暴力などの障害物を取り除き、一時的な住居支援を通じて、心理的な安定、被害の回復、生活の代案を模索しようとする苦闘を体系化したものだった。それでも女性人権運動は、制度化された支援体系の下で相変わらず「保護」パラダイムに依存しているため、これを克服しがたいのも確かだ。現実には依然として多くの難関があり政策的な変化が進まない状況で、理論と言説を発展させ、現場の論理を理論化する活動は容易ではない。女性人権運動は、理論を現場から具現化し、現場の論理を理論化する作業を続けながら、「性売買しない権利」を中心に据えたより堅固な制度を構築して、社会の変化を導くべき課題を引き受けている。

#### 3-2. 強制と自発の二分法を超えて：性売買女性の

### 非犯罪化

全世界的な性売買論争では、性売買を正常な産業の一領域であり自発的な選択の結果だと主張するセックスワーク運動と、性売買は女性への暴力であり性的搾取行為だと規定して反対する反性売買女性人権運動が対立している。こうした論争は、韓国国内でも繰り返されている。

2013年、性売買女性を処罰する「性売買処罰法」第21条第1項が違憲か否かを問う違憲提請請求訴訟が提起された。2016年3月31日、憲法裁判所は「性販売者、すなわち『自発的』性売買女性に対する処罰は『合憲』」という決定を下した。全国連帯と「ムンチ」および女性連合は、性売買禁止主義の原則は維持するが、性売買女性に対しては処罰しないという一部違憲、すなわちノルディック・モデルを主張したが、憲法裁判所はこれを受け入れなかった。一言でいえば、強制的に性売買をさせられた女性は保護するが、「自発的」に性売買をした者は処罰するという現行の原則を再確認したわけだ。さらに、性売買は女性への暴力という観点ではなく、風俗の観点から健康な性道徳のために禁止すべきという「淪落行為等防止法」時代の精神が依然として強固に維持されていることも確認された。

一方、2016年5月、国際アムネスティは、性売買女性の人権を保護するという理由をとり入れ、性売買と関連するあらゆる行為を全面的に非犯罪化すべきだと求める決議文を採択した。これは、セックスワーク論に立脚した性売買合法化または非犯罪化政策に対する勧告だと言えよう。これに対し、全世界的に人身売買と性的搾取に反対してきた女性・人権・市民活動家たちは、アムネスティの決定に反対する声明を出した。韓国の反性売買女性人権運動の諸団体もこれに強力に抗議するとともに、性売買経験当事者たちの意見と声明をアムネスティに送った。

これ以外に、欧州議会は2014年、「性搾取及び性売買がジェンダー平等に及ぼす影響(Sexual Exploitation and Prostitution and Its Impact on Gender Equality)」という報告書を出し、ノルディック・モデルを勧告した。ノルウェー(2009)、アイスラン

ド(2010)、カナダ(2014)、フランス(2015)は、ノルディック・モデルを国家の性売買政策に採用した。ノルディック・モデル(Nordic model)とは、世界的な女性人権運動家であるキャサリン・バリー(Kathleen Barry)が、1986年ユネスコが招集した会議で提案したもので、性売買を女性への性的搾取とみなすとともに、性売買女性を非犯罪化して購買者〔買春者〕を処罰する政策のことだ<sup>8</sup>。1999年、スウェーデンはこの提案を受け入れ、「性購買者処罰法〔買春者処罰法〕」を制定するとともに、法と政策で具体化した。その後ノルウェーとフィンランドなど北欧国家で広がったため、「ノルディック・モデル」と呼ばれている。

女性連合をはじめ女性運動団体は、2000年に性売買防止法案を提案した時から、性売買女性への非犯罪化を粘り強く主張してきた。性売買をジェンダー暴力と規定して国家レベルで対応するノルディック・モデルは、性売買の責任を性売買女性個人に還元するのではなく、社会全体がともに問題解決のため悩もうとする努力の一環なのだ。そのため、「性売買は女性への性的搾取であり暴力」という社会的合意と、性売買女性の人権保護や性産業の縮小化にもっとも効果的な方案としてノルディック・モデルを採用するための努力がさらに必要なのである。

### 3-3. グローバル化された性搾取時代の性売買

グローバル化された性搾取は、現在、反性売買女性人権運動が直面する緊急課題の一つだ。韓国は、人身売買の送出国であり、経由国、目的国でもあるという多層的な位置に置かれている。これに関連した問題には、基地村地域で余生を過ごしている米軍「慰安婦」の問題、基地村地域および国内の性売買・性産業に輸入されている移住女性の人身売買の問題、海外に送り出された韓国人性売買女性の人身売買問題、そして世界のあらゆる場所に性売買ツアーに旅立つ韓国人男性たちの問題がある。

韓国社会は、法的には性売買を不法だと規定していながらも、政策的に性売買を黙認・助長するダブルスタンダードな戦略を駆使してきた。その

<sup>8</sup> キャサリン・バリー (チョン・クンナほか訳) 『セクシュアリティの売春化』サミン、2002、373頁。〔訳注〕原

書は Kathleen Barry, “The Prostitution of Sexuality”, New York: New York University Press, 1995. 日本では未刊行。

結果、東豆川、梨泰院、松炭、平澤、群山など米軍駐屯基地村地域を中心に性売買が活発に行われ、米軍慰安婦と呼ばれる性売買女性が多数生まれた。1990年代以後、米軍基地村地域がしだいに衰退すると、政府はこの地域を観光特区に指定し地域経済の活性化を企て、外国人女性たちに芸術振興ビザ(E62)を発給して基地村のクラブへ流入させた。

長い間、基地村地域で暮らしてきた米軍の慰安婦女性たちは、若い頃は産業戦士と呼ばれて性売買を強いられたが、現在は大部分が独居老人として貧困・孤独と闘っている。これに対し2014年6月、米軍慰安婦女性122人は長い沈黙と苦痛をのりこえ、国家が強制的な性病検診、強制収容など直接性売買を管理・強要したと主張して、国家を相手に損害賠償請求訴訟を起こした。2017年1月20日に宣告された一審の判決で、裁判所は「国家が組織的に暴力的に米軍基地村慰安婦たちの性病を管理したのは事実」と認定して、一人当たり500万ウォンの支給を命じた<sup>9</sup>。こうした闘いは、基地村性売買問題が過去に民族問題または米軍犯罪の観点から進められてきたこととは、質的に異なっている。米軍慰安婦問題は、国家による性搾取被害を受けた当事者主体として、真相究明と名誉回復を要求している。これは長い間、現場で献身してきた女性人権運動家の運動の成果だとも言える。

さらに、現場の女性運動団体を中心に、芸術振興ビザで韓国に入ったフィリピンやロシアの女性たちへの性売買強要および人身売買問題が久しく指摘されてきた。しかも、しだいに多くの移住女性たちが基地村地域だけでなく、韓国人や移住労働者を相手にする性売買市場に移動している<sup>10</sup>。最近ではロシアやタイなどの地から観光ビザで入ってきた女性たちが、韓国人男性相手のマッサージや性売買施設に流入しているのが実情だ。とくに観光ビザで入ってきた女性たちは、パスポートの没収、性売買の強要、望まない移動などさまざま

まな人権侵害や人身売買の危険にさらされているが、正確な実態さえ把握されていない。韓国内の劣悪な労働市場を移住労働者たちが補っているように、より劣悪な性売買市場を移住女性たちが補うようになるだろう。

一方、海外に送られた韓国人性売買女性と性売買ツアーを行う韓国人男性の問題も、グローバル化された性搾取の現在的な争点だ。とくに海外に送られた性売買女性たちは海外送業態、ブローカー、業者たちによる移動という点から、人身売買の性格が強いにもかかわらず、人身売買の被害者としての地位を認定されないばかりか、むしろ性売買行為者として処罰されている。

にもかかわらず、人身売買を防止して被害者を保護できる国内法は、依然として未熟な実情にある。性売買防止法の制定当時、処罰規定に「性搾取目的の人身売買」の条項をおき被害者に対しては強制追放を防止するなど、人権保護のための最小限の措置をした。しかし人身売買防止のための国際条約の定義の規定とはほど遠い、臨時の方便的な規定にすぎない。2011年に国連の女性差別撤廃委員会(CEDAW)は、人身売買と性売買搾取に対応できる包括的な法を制定すべきだと韓国政府に勧告したところだ。しかし法務部はのりくらしと消極的に対応している。2013年、法務部は憲法の「略取、誘引の罪」と関連した章を、「略取、誘引、人身売買の罪」に改正した。これは人身売買に対する定義の規定をはじめとして、被害者のための措置に対する附則条項もまったくない、表面的な改正にすぎなかった。

女性団体と市民団体は、2000年から人身売買防止法の制定のため問題提起し続けるなど、粘り強く努力してきた。その結果、単独法案の制定には結実しなかったが、18、19代国会に人身売買防止法案が継続的に提出され、被害者保護措置を強化するための公聴会が開かれた。

## おわりに——性売買に対応する実践的課題——

<sup>9</sup> 「米軍基地村女性『落検者〔性病罹患者〕収容所』、国家責任初めて認定」『京郷新聞』2017.1.20。〔訳注〕一審は強制隔離だけを違法として原告120人中57人の損害賠償を認めたが、2018年2月にソウル高裁（2審）は「国家が性売買を正当化・助長」とはじめて国家責任の範囲を拡大して認定し「原告74人に各700万ウォン、43人

に各300万ウォン」と原告117人全員への賠償を命ずる判決を下した。『ハンギョレ新聞』（日本版）2018.2.8。

<sup>10</sup> 2013年現在、エンターテイメントビザで韓国に入ってきて、遊興業所や外国人専用クラブ等で働いている外国人は、合計4940名である（『芸術興行ビザ所持移住民人権実態調査』2014）

性売買・性産業は、極度にジェンダー化されて(gendered)いながら、性売買女性を拘束するやり方はより巧妙になっている。女性たちは、いつの間にか「自発的」という修飾語で、性売買に巻き込まれる。しかし脆弱で切迫した状況に置かれた女性たちにとって、性売買は強制された選択にすぎない。性売買は、強固なジェンダー不平等による社会構造の産物であり、問題なのだ。そしてグローバル化時代に性売買は、ますます日常化・多様化・低年齢化・グローバル化している。

女性人権運動は、人権の普遍性を広げていくと同時に、ジェンダーに基づき女性に加えられてきた暴力に抵抗してきた。とくに反性売買女性人権運動は、韓国社会のダブルスタンダードな性文化、女性に対する嫌悪と暴力、女性の性の商品化に反対しながら、女性の身体を直接的に統制・搾取する性売買に立ち向かっている。

女性人権運動は、「性売買」に対する用語を変化させてきた。「淪落」や「売春」という用語が男性中心の性道徳主義の観点から女性だけを非難していることを暴き、性購買者と斡旋者の存在を浮き彫りにするため、性売買という用語を提案した。もう一步進めて、性売買の用語自体も、性売買の性別関係を隠蔽してあたかも市場で中立的に取引されたかのようにみえるために、性売買の本質を直視する「性搾取」という用語の使用を提案したい。

性売買女性の搾取に対する問題提起とともに、性売買の需要遮断のための強力な対応が必要だ。結局、性売買は、男性たちの権力行使と搾取行為を、消費と取引という名で正当化しているのにすぎないためだ。需要がなければ、搾取もなくなるだろう。

すべての人間と女性は、安全に働き安全な性的関係をむすぶ権利があり、性売買をしなくても貧困に陥らない権利をもっている。女性運動の成長によって性売買防止法が制定され、性売買女性を保護・支援できる道が開かれたが、まだ先は遠い。「性売買によって搾取されない権利」のために闘っている反性売買女性人権運動は、性売買が女性への性的搾取であり暴力であることを明らかにするとともに、性売買女性の非犯罪化を実現するために活動し連帯していこう。

### 【解題】

本論考は、韓国女性団体連合編『韓国女性団体連合 30 年の歴史—暴力を超え貧困を超え性平等の社会に—』（タンデ、2017 年）に収録されたチョン・ミレ／イ・ハヨン「性売買の政治化と反性売買女性人権運動」を、編者と著者の了承を得て翻訳したものである。なお、訳出にあたってタイトルに「韓国における」をつけた。また、「性売買」「性販売」「性購買」「性売買集結地」「性売買経験当事者」、あるいは「民官」（韓国では民が先）など日本で一般的ではない用語もあるが、韓国社会や女性運動のなかでつくられた用語なので活かしたい。文中の（ ）は原注、〔 〕は訳注である。

### 民主化以降の韓国女性運動と性売買防止法

この本の編者の韓国女性団体連合（以下、女性連合）は、1980 年代韓国民主化運動を担った女性運動を主体に、1987 年に結成された進歩系の女性団体だ。結成のきっかけの一つは、学生運動出身の女性労働者が警察による性拷問を自ら告発した富川署性拷問事件（1986 年）に対し、性拷問対策委員会を結成して共同行動をしたことだった。

同書の記録編集委員長として「刊行の辞」を書いた鄭 鉉栢チョンヒョンベクによれば、女性連合結成から最初の 10 年（盧泰愚・金泳三大統領、1988～1998 年）は、民主化運動の完成と生存権闘争支援をかかげた活動を行い、その基礎を築いた。次の 10 年である民主政権期（金大中・盧武鉉大統領、1998～2008 年）には、2001 年に女性部（現・女性家族部）が新設されるなどジェンダー主流化戦略の導入と実行が試みられ、女性連合もそれを実現する活動に転換した。1999 年職場内セクハラ禁止法制化、2000 年男女差別禁止及び規制に関する法、2004 年性売買防止法、2005 年戸主制廃止（家族法改正）などの成果をあげた。2000 年からは国政選挙にクオータ制が導入された。

しかし保守政権が再登場（李明博・朴槿恵大統領、2008～2017 年）した時期は、「政治文化の保守化のなかで女性観が保守化し、反フェミニズムが強化された悲観的な時代」（鄭鉉栢）であり、法制

度的にも後退し女性連合の運動も萎縮を余儀なくされたという。

しかもこの1997年（IMF通貨危機）以後の20年間は、新自由主義が広がって経済的な不平等が進み、女性の非正規職化と低賃金化をまねくことになった。

女性連合は現在、全国7支部、28会員団体をかかえて、活動地域、団体規模、掲げる課題は異なっても、女性への暴力や女性差別がなくなる社会、障がい女性・移住女性・ひとり親という理由で排除されない社会、さらに朝鮮半島の平和と統一を志向する活動を行っている。女性連合共同代表もつとめた鄭鉉栢はその後、文在寅政権（2017年5月～）で女性家族部長官に就任した（現在は辞職）。

以上のように、性売買防止法の制定は、戸主制廃止とともに、2000年代韓国女性運動の代表的な成果にあげられている。同法の制定をきっかけに全国的なネットワークとして2004年に結成されたのが、「性売買問題解決のための全国連帯」（以下、全国連帯）だ。性売買問題の解決が韓国女性運動の核心的な課題になったのだ。

本論考でもっとも印象的なのは、同年に性売買防止法をめぐる対立していた性売買当事者女性団体（釜山・仁川）が女性連合・全国連帯と直接出会うことで信頼関係を築いていき、ついには両者の間で性売買女性の非処罰化と性売買集結地事業の実施で合意したことだ。さらに、全国連帯の強力なバックアップをうけて、自らの性売買経験を土台にした「性売買経験当事者ネットワーク・ムンチ」による反性売買当事者運動がはじまったことは、画期的であった。植民地解放後の南北分断体制と軍事主義を背景にジェンダー不平等な社会構造が根強く続くなかで、女性に特有な低賃金・貧困や社会的排除、さらに「自発的」という修飾語によって、幾重にも声を奪われてきた性売買女性たちが自ら声をあげたからだ。

日本のメディアや研究者は、韓国の性売買女性たちによる性売買防止法反対の覆面デモばかりを好んで取り上げる傾向にある（後述する釜山サルリムによれば、デモの黒幕は抱え主たちだという）。しかし、韓国で性売買女性と全国連帯など女性運動との間に連携が実現したことや、ムンチのような性売買経験当事者の運動が主体的にはじまった

ことは、もっと注目されていい。

### 著者チョン・ミレ氏とイ・ハヨン氏

さて、著者であるチョン・ミレ氏は、性売買防止法制定の決定的な契機になった群山性売買施設火災事故の真相究明と社会問題化に尽力し、現在、全国連帯の共同代表（および女性連合の理事）をつとめるアクティビストである。光州市の労働者の家庭にうまれたチョン氏は、1980年5月の光州民衆蜂起を高校3年で経験し、大きな衝撃を受けた。1981年高麗大学入学後は民主化運動をはじめたが、1980年代の運動圏学生の多くがそうだったように、労働現場に入り労働運動をするようになった。当時は「監獄に行くか、労働現場に行くか」の二つに一つだったという。女性労働運動を担うようになったチョン・ミレ氏は、家族の事情で全羅北道の地方都市・群山に移住したときに、女性への家庭内暴力〔DV〕が深刻な問題になっていたことから、1996年に群山に「女性の電話」を創設した。そうしたなか起こったのが、前述の群山性売買施設火災事故（2000年、2002年）だった。事故の顛末は、本論考に詳しい。韓国の反性売買女性運動の中心にいるチョン・ミレ氏が、「女性労働運動をしてきた経験から、性労働〔セックスワーク〕論には反対だ。性売買は労働ではない」と言い切ったのは、印象的だった（以上、2018年9月13日インタビュー）。

もう一人の著者であるイ・ハヨン氏は、若い世代の研究者かつアクティビストであり、韓国の米軍基地村研究で著名な李娜榮教授のもとで中央大学社会科学博士課程を修了し、現在は全国連帯に付設する女性人権センター・ボダ（보다）の所長をつとめている。ハヨン氏は、「ジェンダーに基づく性的搾取問題に関心がある」と語る、韓国の反性売買女性人権運動の若い世代の中心的な担い手の一人である。

### 日本式遊廓からはじまる韓国の性売買の歴史

翻訳者がチョン・ミレ氏に出会ったのは、2017年9月に行われた「タンポポ巡礼団」に参加した時だった。本論考でも言及されている「タンポポ巡礼団」は、9月23日の性売買防止法施行日を記

念して、毎年この時期に群山性売買施設火災事故の犠牲者の墓前にお参りし、犠牲者たちを記憶・追慕するバスツアーだ。この年9月、全州市の性売買集結地の変貌を踏査したあと群山に向かうバスのなかで、私たちに群山事故を詳細に解説してくれたのがチョン・ミレ氏だった。続いてチョン氏は、群山郊外にある「インターナショナル・カルチャー・ビル」と看板をつけかえた旧アメリカタウンも案内し、いっしょに踏査した。ここには、いまや米兵だけでなく韓国人男性も訪れるという。

そもそも群山市は、朝鮮に侵略した日本が約120年前に造成した植民地都市であり、日本人男性移民者向けに日本式性売買がもちこまれ発展したという歴史をもつ。

ここで注意が必要なのは、性売買の歴史やあり方が日本と朝鮮半島では異なることだ。前近代の朝鮮社会では、朝鮮王朝政府が性売買禁止政策をとったため、徳川幕府が公認した吉原遊廓のような公娼制（集娼制）はなかった。しかし朝鮮開港（1876年）以降の朝鮮侵略のなかで、釜山・元山などの日本人居留地に、明治政府によって近代化された日本式性売買と性管理制度がもちこまれ（「居留地遊廓」）、日清・日露戦争と日本軍常駐化をきっかけに「占領地遊廓」（特別料理店、第二種芸妓）に発展し、植民地時代に名実とも日本「内地」と同じ「娼妓」「貸座敷」という名称を使いつつ「内地」より劣悪な内実をもつ「植民地遊廓」へと再編・普及していった。そのなかで性売買に携わる朝鮮人業者・女性が産み出されるとともに、朝鮮社会の性慣行の「日本化」が促されたのである（金富子・金榮『植民地遊廓』吉川弘文館、2018年、参照）。

もちろん1899年に開港した群山も、例外ではなかった。日本人植民者によって造成された群山は、朝鮮米を日本に移出する積出港として発展した。ここに日本式の遊廓（当時は特別料理店という名称）がつくられたのは、1907年だった。日本人業者を中心に日本人娼妓と朝鮮人娼妓が多数いた植民地期の群山は、全羅北道でもっとも遊廓が繁栄した地域だった。その遊廓跡はいまも群山市内の市場に残存する。

翻訳者は、2003年に植民地都市の遊廓跡や性売買の歴史を調べるため他の研究者と群山を訪れ、この火災事故の現場にも足を踏み入れた。緑色の

ビニールで覆われていたが、内部に入ると前年2002年の事故の痕跡が生々しく残っていた。その後、群山郊外の米軍基地村「アメリカタウン」の内部を踏査した。米空軍部隊がいる群山空軍基地も、旧日本軍空軍基地を接収してできたものだ。1960年代に米兵向けクラブは群山市中心街にあったが、朴正熙政権が1969年に群山郊外にアメリカタウンをつくってから、女性たちも移動した。しかし2003年踏査当時、ここにいたのは東欧やフィリピンからきた若い女性たちだった。一方、高齢になった韓国人元基地村女性たちもここでひっそりと暮らしていた。また韓国の経済成長とともに1980年代には韓国人男性向けの風俗産業が興隆し、群山にも新しい性売買集結地がつくられた。以上を案内してくれたのは、群山「女性の電話」メンバーだった。この踏査時に市役所で聞いた話しでは、28万人程度の群山市の人口に比べて群山の性売買施設や性売買女性数は多い方であり、全国各地から紹介所を通じて女性たちが集まり、外国人女性も多数来ているという（金富子「朝鮮南部の植民地都市・群山の性売買——遊廓・アメリカタウン・性売買集結地——」宋連玉・金榮編著『軍隊と性暴力』2010年、現代史料出版、所収）。

このように群山は、植民地時代に日本人男性植民者向けの遊廓がつくられ、植民地解放（日本敗戦）をへて、朝鮮戦争（1950～1953年）のあとに米兵向けのアメリカタウンがつくられ、さらに韓国男性向け性売買集結地が多く集まることで、他の地域より性売買が盛んになった。こうした日本式遊廓の形成にはじまる群山の性売買の歴史が、群山火災事故とまったく無関係だとは言いきれないだろう。

それどころか、植民地解放後韓国のソウル、大邱や全州、釜山などの大都市にある性売買集結地のルーツは、植民地遊廓にさかのぼる。現代韓国の性売買で使われる「マエキン」「ヒッパリ」「ナカイ」などの隠語も、同様だ（前掲『植民地遊廓』参照）。韓国の性売買の歴史は、日本の植民地主義（さらに軍事主義）と密接に関係しているのである。

### 変貌をとげる性売買集結地

こうした韓国各地の性売買集結地は現在、劇的な変貌をとげている。翻訳者は他の研究者・活動

家とともに、2017年4月（大邱）、同年9月（全州・群山、ソウル）、2018年8月（釜山・大邱）の性売買地域を踏査し、性売買女性を支援する女性運動団体（釜山サルリム、大邱女性人権センターなど）や性売買経験当事者女性たち（ムンチ）と交流して、直接話しを聞く機会をもった。

当初は数人からはじまった各地の運動は、多くの場合、性売買被害相談所、シェルター、自立支援センターをもち、15年近く活動を続けている。有給スタッフであり、若い世代の活動家も多い。ただし、政府からの独立性は維持している。性売買被害相談所は全国で291あり、このうち女性運動がつくったのが11カ所、自治体が23、その他は個人・宗教団体（YMCAは3カ所）だという（2018年8月24日、大邱の女性人権センターでの講演）。

こうした地道で力強い女性運動によって、性売買当事者女性の信頼をかちとり、市政に影響をおよぼし、大邱や全州では性売買地域にある一部の施設が買い取られアーティスティックな空間に再創造されていた。性売買集結地も縮小したり、廃屋（ソウルの清涼里）になっていた。釜山では、性売買経験のない男性たちが自らのセクシュアリティや男性文化などを話し合う「需要者フォーラム」を定期的を開いたり（2017年『性売買をしない男たち』出版）、買春男性への再犯防止教育も行われていた。

またムンチで活動する性売買経験当事者女性2人は、ムンチの活動は「性売買は暴力であり搾取、その根絶をめざす。性売買女性の非犯罪化をめざす」のが目的だと語った。さらに2人は「性労働〔セックスワーク〕論は暴力性を無視している。性売買では〔女性は〕お金は稼げない。職業として環境をよくすればいいというのは空論であり、斡旋業者の言い分と同じだ」とも言い切った（大邱、同前でのインタビュー）。

韓国の性売買経験当事者たち、そして性売買現場を熟知する女性運動団体は、「性売買女性の非犯罪化」という点で一致（「性売買の非犯罪化」ではない）しながら、性売買を「性搾取でありジェンダー暴力」とみる立場から、セックスワーク論に対して批判的だった。また運動の射程には性売買の需要遮断、つまり「買春」遮断も入っている。

これらは、「ノルディック・モデル」の実現をめ

ざして、性売買問題の焦点を「売春する女性」の個人的な問題から、「買春／斡旋する男性」をうみだす男性中心的な社会構造の問題へとパラダイムシフトさせるものだ。こうした理論的背景は、李娜榮「性販売者の非犯罪化のための試論——「性売買特別法」をめぐる争点とフェミニズム代案」（林貞和訳『現代思想』2018年7月号）が参考になる。韓国各地で繰り広げられる具体的な活動やムンチの主張は、いずれ日本でも紹介していきたい。

このように2000年代以降、韓国の反性売買女性人権運動は、性売買経験当事者と連帯しながら、日本の「売春防止法」（1956年制定）を模してつくられた旧法「淪落行為等防止法」（1961年、淪防法）を廃止して、女性だけを非難・問題化する「売春」「淪落」ではなく、買春男性や斡旋者（多くは男性）の問題を浮上させる「性売買」という用語をつかって韓国社会の認識を転換させ、2004年に新法「性売買防止法」を制定させたからこそ可能になった。その意味で、これまで日本の「売春」枠組みに囚われてきた「淪落」という見方を「性売買」に転換したこと、日本がもちこんだ植民地遊廓とつながる各地の性売買集結地を縮小・廃業に追い込みつつあることは、性搾取に対する脱植民地主義を実現しようとしたフェミニズム運動とも言い得るだろう。

もちろん現在の韓国社会でも性売買問題は根本的に解決されておらず、現行法の限界は明らかであり、グローバル化された性搾取の問題も深刻だ。さらには女性差別やミソジニー、セクハラ・性暴力も根強い。それでも、これらを克服していこうとする反性売買女性人権運動が活発に行われ、2018年からは#MeToo・#WithYou運動などフェミニズム運動が若い世代を含めて爆発的に広がっている。

ひるがえって日本はいまだに「売春防止法」体制下にあることを考えると、淪防法を廃止して新法をつくり、性売買経験当事者とともに、「性売買しない権利」獲得のためにジェンダー不平等な社会構造の変革をめざす韓国女性運動の実践と理論から、学ぶところは少なくないのではないだろうか。

i [訳注] 1990年代以降の韓国では女性学の視点から用語の見直しが行われ、道徳的墮落を意味する「淪落」や、「春」に肯定的なイメージがあり男性の見方を示す「売春」にかわって「性売買」と呼ぶようになり、2004年に「性売買防止法」が制定（後述）されて一般化した。本論考の「おわりに」に、「性売買」という用語への解説がある。日本で言う売春女性を、韓国では性売買女性や性販売女性、買春を性購買男性や性買取男性などという。最近では日本でも、研究者を中心に「性売買」が使われるようになった。

ii [訳注] 同法は、1961年5月に軍事クーデターで登場した朴正熙軍事政権下で同年11月に公布・施行された。「淪落行為」の主体を女性とし、「その相手」を男性と規定された。日本の「売春防止法」（1956年制定、1958年施行）の定義や用語（「要保護女子」など）が酷似しており、立法過程で参考にしたと指摘されている。山下英愛「韓国における性売買政策の概要」（宋連玉・金栄編著『軍隊と性暴力』現代史料出版、2010年）を参照。

iii [訳注] 韓国の青少年支援運動では少女を10代女性と呼ぶことが多い。

iv [訳注] 児童・青少年を児童ポルノ、性暴力、性売買から保護するために2000年7月に制定された特別法。当初は「青少年の性保護に関する法律」として青少年の性売買を規制する法律だったが、児童への性犯罪が増えたため児童も保護対象にすべきとして現行法「児童・青少年の性保護に関する法律」に改称した。以後、何度も改正されている。

v [訳注] 淪落行為等防止法第7条に基づき「要保護女子」を「善導保護」するための保護指導所をさす。

vi [訳注] 大統領職引継ぎ委員会の略で、大統領当選者が前任大統領から政権を引き継ぐための業務を担う機構をさす。この場合は金大中政権から盧武鉉政権への引き継ぎである。

vii [訳注] 米国の国務省が2001年以降、毎年6月頃に世界各国・地域を対称に調査し発表している「人身取引報告書」のこと。各国・地域の人身売買の被害者保護に関する取り組みを良好な順に1等級、2等級、2等級監視対象国、3等級の4段階に分類している。本稿でいう2001年の「人身売買3等級国家分類」とは最低ランクにあたる。翌2002年から韓国は1等級になった。同報告書は在日米国大使館・領事館HPで読むことができる（日本に関する部分は日本語訳あり）。

viii [訳注] 性売買集結地とは、性売買防止法（2004年）制定に伴い、女性団体の提案で使われはじめた。それ以前は私娼街、淪落街、特定地域、赤線区域、紅灯街、集娼村などと呼ばれ、2005年まで政府の会議録でも「集娼村」と書かれた（イ・ハヨン氏による）。集娼村とは「娼婦が集まる地域」、性売買集結地とは「性売買業店」が集まる地域という意味なので、焦点が女性から業者に移ったことになる。

ix [訳注] 2005年2月に韓国憲法裁判所が戸主制度に違憲判決（「男女平等と個人の尊厳に違反」）をしたことをうけて、同年3月に韓国国会は戸主制度の廃止を柱とする民法改正案を可決した。韓国の戸主制度は植民地時代に導入された明治民法を土台に韓国独自の家父長制が加わって1958年に民法になったもので、女性運動はこれを「日帝残滓」と批判し50年にわたって廃止運動を展開していた。戸主制廃止に伴い、2008年から家族ごとに登録する戸籍制度もなくなり、個人登録制になった。

x [訳注] イエローハウスとは仁川の崇義洞にある集娼地区のことで、釜山玩月洞とともに植民地時代から有名な性売買地域であったが、解放後も私娼街となり、「淪防法」制定後も集娼化の対象地区となった。イエローハウスという名称は、仁川市などの関係機関会議で建物の外壁を黄色で塗るようにしたことからついたという。山下前掲論考を参照。